

令和3年第2回広尾町議会臨時会 第1号

令和3年3月25日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 2号 専決処分の報告について
- 4 報告第 3号 専決処分の報告について
- 5 報告第 4号 専決処分の報告について
- 6 報告第 5号 専決処分の報告について
- 7 議案第34号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第20号）について
- 8 議案第35号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第7号）について
- 9 議案第36号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第1号）について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 村 瀬 優 |
| 副 町 長 | 田 中 靖 章 |
| 会 計 管 理 者 | 山 崎 勝 彦 |
| 兼 出 納 室 長 | 山 崎 勝 彦 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 美 津 雄 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柏 崎 弥 香 子 |
| 併 総 務 課 参 事 | 西 内 努 |
| 併 総 務 課 主 幹 | 山 岸 雄 一 |
| 併 総 務 課 主 幹 | 木 幡 幸 雄 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 企 画 課 長 | 雄 谷 幸 裕 |
| 企 画 課 長 補 佐 | 及 川 隆 之 |
| 住 民 課 長 | 西 脇 秀 司 |
| 住 民 課 長 補 佐 | 佐 藤 直 美 |
| 住 民 課 長 補 佐 | 楠 本 直 美 |
| 住 民 課 長 補 佐 | 山 崎 義 和 |
| 兼 住 民 課 長 補 佐 | 佐 藤 清 美 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 宝 泉 大 |
| 兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長 | 宝 泉 大 |
| 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 | 村 上 洋 子 |
| 健 康 管 理 セ ン タ ー 長 | 佐 藤 清 美 |
| 保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長 | 浜 頭 力 |
| 兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 | 佐 藤 清 美 |
| 認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長 | 道 尚 子 |
| 認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長 | 成 田 ま ゆ み |
| 兼 豊 似 保 育 所 長 | 成 田 ま ゆ み |
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長 | 金 石 輝 義 |
| 兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長 | 金 石 輝 義 |
| 農 林 課 長 | 平 浩 則 |
| 兼 町 営 牧 場 長 | 平 浩 則 |
| 水 産 商 工 観 光 課 長 | 室 谷 直 宏 |
| 建 設 水 道 課 長 | 前 田 憲 一 |
| 建 設 水 道 課 主 幹 | 北 藤 盛 通 |
| 兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長 | 前 田 憲 一 |
| 港 湾 課 長 | 森 谷 亨 |
| 港 湾 課 長 補 佐 | 安 岡 伸 弘 |

〈 教 育 委 員 会 〉

| | |
|---------------------|---------|
| 教 育 課 長 | 菅 原 康 博 |
| 管 理 課 長 | 山 岸 直 宏 |
| 管 理 課 長 補 佐 | 山 畑 裕 貴 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 山 岸 達 也 |
| 社 会 教 育 課 長 | 小 川 浩 司 |
| 兼 図 書 館 長 | 小 川 浩 司 |
| 兼 海 洋 博 物 館 長 | 小 川 浩 司 |

〈 農 業 委 員 会 〉

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 会 | 長 | 今 | 村 | 弘 | 美 |
| 併 事 務 局 | 長 | 平 | | 浩 | 則 |
| 事 務 局 次 | 長 | 寺 | 井 | | 真 |

○出席事務局職員

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 | 長 | 白 | 石 | 晃 | 基 |
| 事 務 局 次 | 長 | 保 | 坂 | 一 | 也 |
| 総 務 係 主 事 | | 西 | 村 | | 萌 |

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第2回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から報告4件、議案3件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 報告第2号～日程第4 報告第3号

- 1、議長（堀田） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてと日程第4、報告第3号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 令和3年第2回広尾町議会臨時会にご参集いただきましてありがとうございます。

報告第2号及び報告第3号の専決処分の報告について、一括して報告をさせていただきます。

本件2件につきましては、3月の定例会において行政報告をさせていただいたところであります。町有施設の管理瑕疵により、一般住宅に被害を与えたことに伴う損害賠償の和解とその額及び執行に要する予算について専決処分をしたものでありまして、いずれも地方自治法第180条第1項の規

定により議会において指定されている事項について、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めに基づき、町有施設の管理瑕疵による住宅一部破損事故に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和3年3月18日付で専決処分したものであります。

相手方は、記載のとおりであります。

賠償の理由であります。令和3年2月16日午前11時40分頃、町が管理する旧広尾小学校自転車置場の屋根の一部が強風により飛ばされ、相手方の住宅の内外壁と屋根の一部を破損させたものであります。

和解の内容であります。本件の事故に関し、広尾町が損害賠償額41万8,000円を修繕請負業者に支払った後、相手方は広尾町に対する損害賠償請求権を放棄し、本件に関して、裁判上、裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求を行わないとするものであります。

損害賠償額は、41万8,000円であります。

次に、報告第3号であります。

報告第2号で損害賠償の額を定めたことから、執行に伴う予算を専決処分したものであります。令和2年度広尾町一般会計補正予算（第18号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

先ほど申し上げました、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第18号）についてであります。

専決処分の理由であります。

町有施設の管理瑕疵による住宅破損事故により損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和3年3月18日であります。

次のページの令和2年度広尾町一般会計補正予算（第18号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ41万8,000円を追加し、85億5,558万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入であります。20款5項雑入は、損害賠償金に充当する総合賠償保険金41万8,000円を計上するものであります。

歳出であります。

9款1項教育総務費は、損害賠償金41万8,000円を計上するものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第2号と報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 報告第4号～日程第6 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてと日程第6、報告第5号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第4号、報告第5号 専決処分の報告について一括して報告させていただきます。

本件2件については、1月の臨時会において教育行政報告をいたしました、スクールバスの接触事故に係る損害賠償の和解とその額及び執行に要する予算について専決処分をしたものでありまして、いずれも地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めに基づき、スクールバスの接触事故に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和3年3月19日付で専決処分したものであります。

相手方は、記載のとおりであります。

事故の概要であります。令和3年1月21日、広尾中学校の敷地内において、教育委員会管理課職員運転のスクールバスが左斜め後方に後退したところ、相手車両に接触し損害を与えたものであります。

和解の内容であります。広尾町が相手方に損害賠償金の支払いの後、相手方は広尾町に対する損害賠償請求権を放棄し、本件に関して、裁判上、裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求を行わないとするものであります。

損害賠償金は、42万6,195円であります。

次に、報告第5号であります。

報告第4号で損害賠償の額を定めたことから、執行に伴う予算を専決処分したものであります。令和2年度広尾町一般会計補正予算（第19号）であります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

先ほど申し上げました、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第19号）についてであります。

専決処分の理由であります。

スクールバスの接触事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和3年3月19日であります。

次のページの令和2年度広尾町一般会計補正予算（第19号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ42万6,000円を追加し、85億5,601万1,000円とするものでありま

す。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第1表であります。

歳入であります。20款5項雑入は、損害賠償金に充当する自動車共済金42万6,000円を計上するものであります。

歳出であります。9款1項教育総務費は、損害賠償金42万7,000円を計上し、予備費1,000円の減額は財源調整によるものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第4号と報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第7 議案第34号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第34号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第20号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第34号について提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第20号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億5,644万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加を第2表でお示しをするものであります。

次のページであります。第1表 歳入歳出予算補正の歳入であります。

14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金であります。

17ページの補正の歳出であります。

4款1項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種記録システム導入委託料の追加であります。

次のページの第2表であります。

繰越明許費の追加であります。

事業名は、ワクチン接種記録システム導入事業を追加するものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第34号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第20号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第35号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第35号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第7号）について提案説明を申し上げます。

議案書19ページであります。

本案は、令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、繰越明許費でありまして、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費を第1表でお示しをするものであります。

20ページの第1表であります。繰越明許費であります。

西通排水区流末改修工事につきまして、工期を本年3月31日としておりましたが、サケの稚魚の放流が例年より早い3月上旬となったことにより工事が完成に至らず、令和3年度中になることから、繰越明許費とするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第35号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第36号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第36号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第36号について提案説明を申し上げます。

本案につきましては、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,318万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億7,018万5,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページ、23ページの第1表であります。

歳入歳出予算補正の歳出から説明を申し上げます。

恐れ入ります、事項別明細書をお願いいたします。事項別明細書の4ページであります。

4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算の追加であります。

事項別明細書の一番右側、説明欄がありますが、その説明欄で説明をさせていただきます。

まず、事業の1番、保健事業費であります。7節報償費は、集団接種を行った際の医師及び看護師に対する謝金であります。10節需用費は、医薬材料費であります。11節役務費は、町内の医療機関で個別接種を行った際の事務手数料であります。12節委託料は、予防接種の委託料等であります。17節備品購入費は、集団接種に必要な備品の購入であります。

次、事業番号2であります。一般職人件費は、集団接種に係る職員の時間外勤務手当であります。

事業番号3であります。会計年度任用職員人件費は、予防接種の事務を行う職員1人分の人件費であります。

続いて、歳入であります。

事項別明細書に戻っていただいて、3ページであります。

国庫負担金は、予防接種委託料に係る負担金であります。

国庫補助金は、予防接種委託料以外の接種体制確保事業に係る補助金であります。

以上で、議案第36号についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 事項別明細書の4ページの12節委託料の関係で、ワクチン接種記録システム導入委託料の関係であります。

実は、ワクチン接種については、この記録の取扱いについて厚生労働省のホームページを見ますと、ワクチン接種記録については、いわゆる町の住民基本台帳と併せてマイナンバーカードと一体的なものとしてデータベース化を処理するというふうになっております。ご承知のとおり、本町のマイナンバーカード、未交付の方が8割以上おられますけれども、これらの方々の取扱いについてどのようにするのかご説明いただきたいと思っております。

また、一方で、各自治体のシステムとして予防接種台帳、こういったものを作成するとなっておりますけれども、この台帳によってデータベースの登録処理をすることになりますけれども、一般の住民の方がワクチン接種した場合の接種履歴に係る台帳をベース化するわけですけれども、この記録は、今後の運用等についてこういったものがあるのか、これについてもご説明を頂きたいと思っております。

1、議長（堀田） 佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） 説明させていただきます。

まず、マイナンバーの取扱いですが、今回のワクチン接種記録システムのデータベースの中には入りますけれども、住民さんがマイナンバーカードを使用する場合には、接種時、本人確認で使用する程度になりますので、持っている方が活用することになると思います。

あと、接種台帳については、各町村で台帳を作成することになりますが、この接種記録システムにマイナンバーカードをお持ちの方は、自分の番号を登録することで接種歴が照会できるようになると聞いております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第36号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和3年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時23分